



Title	清末垂簾聴政下における清朝中央の政策決定過程
Author(s)	大坪, 慶之
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49118
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	おお 大 つぼ 坪 よし 慶 ゆき 之
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 2 1 6 8 0 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 20 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学 位 論 文 名	清末垂簾聴政下における清朝中央の政策決定過程
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 片 山 剛 (副査) 教 授 桃 木 至 朗 准教授 青 木 敦

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、西太后が実権を握っていたといわれる、清末の垂簾聴政期における清朝中央の政策決定過程を対象に、当時の官僚等の日記・書簡類を利用して政策決定の舞台裏を可能なかぎり復元し、公文書のみを利用した研究では窺うことのできない諸事実を明らかにすること、さらにそれら諸事実を積み重ねていくなから浮かびあがってくる当該期の清朝中央における政策決定の構造的性に関する仮説を提示することを目指すものである。構成は序章・終章を含めて全 6 章、分量は 400 字詰め原稿用紙換算で約 350 枚である。

序章では、当該期において、西太后に対して臣下（王公や中央官僚）が意見を具申し、政策決定に参加できる場として、さしあたり制度的には、①召見、②上奏文提出、③廷議（中央の上層官僚や王公が一同に集まる会議）後の上奏文提出の三つが想定できることを指摘する。そして第一～三章で、当該期の 3 件の事例に即して、この三つの場で臣下側と西太后の各々がいかなる意見を述べたか、また各々の場の舞台裏で臣下側がいかなる動きをとったか、さらにこれらの言動が政策の最終決定に影響したか否か等を考察する。

第一章では、1886 年の西太后による垂簾聴政の突然の停止＝光緒帝の親政開始の表明から、その決着に至る過程をとりあげる。そして舞台裏の考察から、意見相違の構図が「西太后一人対すべての臣下」であった事実を明らかにし、さらに臣下側において、西太后との妥協点を探るとともに彼女の譲歩を引き出す戦略を立て、主に②上奏文提出を利用しつつ、臣下側の役割分担を差配した人物として醇親王を浮かび上がらせていく。

第二章では、1884 年の清仏戦争前夜における対仏交渉問題を取りあげ、まず意見相違の構図として、「西太后対臣下内の醇親王等の和平交渉派」と臣下内における「和平交渉派對強硬論の清議派」との 2 つが存在したことを明らかにする。そして、政策の最終決定は③廷議後の上奏文提出で行われたこと、しかし舞台裏の考察から、この廷議は醇親王が清議派の不満を和らげるために開催したものであり、西太后と醇親王の間では、廷議に先立つ①召見で相互の譲歩が成立しており、この時点で政策の帰趨はすでに決定していたことを指摘する。

第三章では、1879 年の皇位継承問題を取りあげ、舞台裏の考察から、本事例では意見の相違は明瞭には存在しないこと、臣下側の本案件に対する姿勢は消極的であり、積極的に最終決定に導こうとする者は見当たらないこと、政策の最終決定は③廷議後の上奏文提出によって行われたが、廷議に先立つ①召見において政策の帰趨はすでに決まっており、廷議開催は西太后が臣下の総意を得るためであったことを指摘する。

第四章では、垂簾聴政下の政策決定に関する制度規定を考察したうえで、これを本論文でとりあげた諸事例と対照

し、これら事例の間には意見相違の構図や政策決定の場が異なるという相違点はあるが、いずれも制度で規定された枠組みのなかにおける相違として理解できることを指摘する。また、皇帝親政の場合と比べて、皇帝の一族ではない皇太后が実質上トップにいる垂簾聴政は、本来的には臣下（特に皇帝の一族たる親王）が政策決定に関与できる仕組みを備えていた制度であったが、現実には西太后の実権が次第に増大していったことを指摘する。

論文審査の結果の要旨

近代日本政治史研究は、ある政策が決定される過程について、公文書とともに、主要な政治家等の日記・書簡などを利用することによって、政策決定の舞台裏の動きにまで迫る掘り下げた分析を行い、精緻な研究成果を生んでいる。一方、近代中国政治史研究は 1970 年代まで、公開された数少ない公文書を駆使した研究が進められてきたが、外国の外交関係文書を利用した外交史研究を除けば、史料の制約によって舞台裏の動きにまで迫る分析は困難であった。しかし 1980 年代以降の改革・開放政策の進展により、政治に参加した官僚等の日記・書簡類も史料集として刊行され始めた。日記・書簡には当事者以外の者にとって読解が困難な箇所もあるが、丹念に解析すれば、政策の決定を左右した水面下の動きを窺うことができる。

本論文は、日記・書簡類を世界で初めて本格的に利用することで、垂簾聴政期における政策決定過程の舞台裏を可能なかぎり復元し、新たな知見となる興味深い事実を掘り起こしている。たとえば、臣下 A の上奏文に内容 A が書かれている場合、従来の研究は、A の真意が内容 A であることに疑念をもつことはほとんどなかった。しかし本論文は、A の真意は実は内容イであるので、内容イが政策として採用されるように臣下 B 等と戦略を立てて役割分担を差配し、B を始めとする多数の臣下には内容イを上奏させ、A 自身は敢えて少数意見として内容 A を上奏する場合もあること、これを明快に推論している。この点は、日記等の史料を利用した成果として高く評価できよう。

また、垂簾聴政という皇太后（出自は皇帝一族以外）が政策の最終決定権をもつ政治形態について、臣下が政策決定に参加する制度規定が存在する点、そして垂簾聴政期の臣下側トップがいずれも皇帝一族の親王であった点から、親王という皇帝一族の代表が皇太后を補佐するだけでなく牽制もする体制であったとの仮説を提起している。この仮説は説得力がまだ十分ではないが、学界が今後検討していくべき魅力ある指摘といえよう。

ただし本論文には、やや性急な推論や読者にとってイメージを結びにくい叙述が散見される等の瑕疵も存在する。実証性と説得力をもつ、より完整された研究に向け、この点は是非とも改善されることが期待される。

以上のような瑕疵や期待も存在するが、本論文は、日記・書簡など、従来十分に活用されていなかった史料を駆使し、政策決定に至る水面下の動きについて多くの新事実を抽出し、公文書のみで描かれてきた政治史を一新する成果をもたらし、さらに学界において今後追求されるべき新たな課題を提示しており、十分な学術的意義を有している。よって、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。